奈良県告示第百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、小林土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年七月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事	畑埜　雅宣	大和郡山市小林町二三三
〃	西畑　信男	〃　二二三
〃	森畑　泰宏	〃　二二〇
〃	松田　肇	〃　二三二
〃	杉岡　正義	〃　二四〇
〃	増田　宏	〃　二二八―一
監事	村田　岩男	〃　二三〇―一
〃	廣田　善紀	〃　二四一―二

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西畑　信男	大和郡山市小林町二二三
〃	森畑　泰宏	〃　二二〇
〃	松田　肇	〃　二三二
〃	杉岡　正義	〃　二四〇
〃	増田　宏	〃　二二八―一
〃	西畑　規子	〃　二四七
監事	廣田　善紀	〃　二四一―二
〃	畑埜　佳之	〃　三三五―二